

国際賞選考規則

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(5)及び(6)及び国際賞規程第5条に基づく国際賞の選考は、本規則の定めるところによる。
- 2 名称と対象者は以下の通りとする。
 - (1) 名称を公益社団法人日本心理学会国際賞とし、特別賞，功労賞，奨励賞を設ける（国際賞規程参照）。
 - (2) それぞれの賞を以下の対象者に授与する。
 特別賞は、国際的に特段に優れた研究業績をあげ日本の心理学の発展に寄与した心理学者。
 功労賞は、国際学会の設立，実施，運営，その他国際的な活動に功績のあった心理学者。
 奨励賞は、国際的に優れた業績を持つ中堅・若手の心理学者。
- 3 募集の手続きは以下の通りとする。
 - (1) 特別賞は、本人以外の会員からの推薦。
 - (2) 功労賞は、本人以外の会員からの推薦。
 - (3) 奨励賞は、自薦による応募または本人以外の会員からの推薦。
- 4 授賞の件数は以下の通りとする。
 - (1) 特別賞は、とくに定めない。
 - (2) 功労賞は、とくに定めない。
 - (3) 奨励賞は、若干名とする。
- 5 選考の基準は以下の通りとする。
 - (1) 特別賞は、オリジナルで国際的な研究業績を中心に広く評価を行う。
 - (2) 功労賞は、国際学会などの設立，実施，運営，その他国際的な活動の実績で評価を行う。
 - (3) 奨励賞は、国際学会での発表，国際誌に掲載された論文を中心に研究業績で評価を行う。
- 6 受賞の重複については以下の通りとする。
 - (1) 各賞の受賞者は同一の賞を2度受けることはできない。
 - (2) 異なる賞の受賞についてはこの限りではない。
- 7 表彰については以下の通りとする。
 - (1) 特別賞は、賞状と記念品を贈呈する。
 - (2) 功労賞は、賞状と記念品を贈呈する。
 - (3) 奨励賞は、賞状と記念品を贈呈する。
- 8 本規則の改正は、常務理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本細則は2006年3月11日より施行する。
- 2 本細則の改正は、2008年10月18日より施行する。
- 3 本規則は、2006年3月11日施行の国際賞選考細則を改正したものである。
- 4 本規則の改正は、2010年11月15日より施行する。
- 5 本規則は、2011年4月1日より施行する。
- 6 本規則の改正は、2013年2月17日より施行する。
- 7 本規則の改正は、2013年11月24日より施行する。

8 本規則の改正は、2024 年 11 月 16 日より施行する。